

1984年度第2-四半期 会計監査を実施

国鉄千葉動力車労働組合

1984年10月29日

執行委員長 中野 洋殿

国鉄千葉動力車労働組合

会計監査員 庄 司

会計監査員 小 幡 重 志

会計監査員 室 岡 孝 志

会計監査報告書

1984年度第2-四半期会計監査は、規約第47条の定めるところにより、会計監査を実施した結果、金銭、帳簿に不正に基づく事実のないことを確認し、下記のとおり報告します。

記

1. 監査期日 1984年10月29日
2. 監査場所 国鉄千葉動力車労働組合本部事務所
3. 監査項目
 - (1) 予算執行の適否
 - (2) 経費支出内容の適否
 - (3) 物品購入価格及び方法の適否
 - (4) 消耗品使用の適否
 - (5) 財産及び備品管理の適否
 - (6) 現金及び預金の確認
 - (7) その他必要と認める事項
4. 確認事項 1984年10月29日現在の預金、現金、証券類の確認

5. 意見

1984年度第2-四半期の会計監査については、会計規則第53条の定めに従い監査を実施した結果、異状を認めなかった。組合費の納入状況、有価証券などの管理、帳簿類の整理状況はおおむね良好であった。今回は、領収証の印モレが2-3見受けられたが、諸会議へ出席する際、印鑑を持参するよう指導されたい。首切り「三本柱」攻撃等、厳しい状況にありますが、健全な財政運営が維持できていると判断します。今後とも関係役職員の努力を期待します。

以上

当局の暴挙=不当行為くっきり 81・3闘争 助役機関士・公安機動隊投入

出廷した渡辺証人（当時、人事課補佐→現津田沼車掌区長）、斉藤証人（当時、電車課主席→退職）に対しては、本人の現認報告書と写真をもとに、成田駅ホーム3番線上での布施書記長、山口副委員長、水野副委員長、および佐倉機関区での吉岡執行委員、西森執行委員のみ特定させ、指導責任をただそうとする尋問に終始した。

当局側・西弁護士は、「2月20日の報告書」に水野副委員長の名前が無い点にふれ、渡辺証人が口ごもってしまったことにあわて、いらだたって、

特に許せないことは、成田運転区の当日の担当乗務員であった日暮機関士・大須賀機関士が当然にも運転業務に支障をきたす「助役機関士の一方的添乗」に対して抗議したことに対して、当局は公安機動隊を運転席に突入させ、両機関士を有無をいわず引きずり降ろした暴挙を隠ぺいし、あたかも「両機関士が乗務妨害をおこなったうえで、自分の意志で運転席から降りた」かのように全くのウソを主張している点である。

こんなデタラメを許すわけにはいかない。こうした「事実関係」について、次回公判では労働千葉側から徹底的に追及していくものである。

当局の暴挙を隠ぺいし、ウソの証言

「報告書には、布施・山口・永田と書いてあるから、水野も居たということですね」と強引に認めさせる目茶苦茶ぶりであった。

さらに、斉藤証人の記憶があいまいで、写真の人物を特定できないことにいらだち、「こういう状況を見ていないんですか。写真があるんですからね。見ていないんじゃないでいいい！」と自らが呼んだ「証人」に怒りをぶつけたという始末であった。

「当局側証人」の混乱に いら立つ当局側弁護士

十月三十一日、第十三回「81・3」公判が開かれ、被告である国鉄当局側から、渡辺、斉藤の両証人が出廷し口頭弁論が行われた。

第十三回「81・3」公判開かる（10/31）

84. 11. 2
No. 1782

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（二二）七二〇七